

FASB の動向 (2021年2月～2021年4月)

ASBJ 専門研究員 きむら ひろと
木村 寛人

ASU 第 2021-03 号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）：トリガーとなる事象を評価するための代替的な会計処理」の公表（2021年3月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2021年3月30日に、会計基準更新書（ASU）第2021-03号「無形資産—のれん及びその他（トピック 350）：トリガーとなる事象を評価するための代替的な会計処理」を公表した。

本 ASU は、特定の非公開の営利企業及び非営利企業に対し、のれんの減損のトリガーとなる事象を評価する際の煩雑さを軽減する代替的な会計処理を提供する。

「無形資産—のれん及びその他—のれん」（サブトピック 350-20）における現行のガイダンスの下では、企業は事業年度を通じて、のれんの減損のトリガーとなる事象を監視し、評価することが求められている。報告単位の公正価値が、その帳簿価額を下回る可能性が下回らない可能性よりも高い（more likely than not）ことを示すトリガーとなる事象が発生した場合、のれんの減損テストの実施が必要とされている。この点、一部の利害関係者は、特定の非公開の営利企業及び非営利企業が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表を年次ベースでしか発行していない場合に、期中に発生した、のれんの減損のトリガーとなる事象を評価することのコストと煩雑さに懸念を表明していた。また、これらの利害関係

者は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況下では、この問題がより顕著になること、さらに、トリガーとなる可能性のある事象が発生した事実や状況が、事業年度末までに変化している場合には、期中における減損は財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供しない可能性があることを主張していた。

これらの意見に対処するために、本 ASU では、サブトピック 350-20 に基づいて会計処理されたのれん（又はのれんの減損の影響を受ける可能性のある項目）を年次ベースにおいてのみ報告している非公開の営利企業及び非営利企業に対して、のれんの減損のトリガーとなる事象の評価とその結果として生じるのれんの減損テストを事業年度末にのみ実施することを認める代替的な会計処理を導入した。また、本 ASU は、トピック 235「財務諸表の注記」及びサブトピック 350-20 における既存の要求事項を超える追加的な開示は要求していない。

本 ASU は、2019年12月15日より後に開始する事業年度から、将来に向かって適用される。早期適用は、2021年3月30日現在、まだ未公表か、公表可能な状態になっていない中間財務諸表及び年次財務諸表の両方に対して認め

られる。なお、本 ASU には、企業がトピック 250「会計上の変更及び誤謬の訂正」に基づき変更後の会計方針の方がより適切であることの評価を行うことなく、その適用日以降に代替的な会計処理を将来に向かって適用することができる、無条件の1回限りのオプションが含まれている。